

パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成29年(2017年)8月10日

案 件 の 名 称	(仮称)箕面市手話及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	新たに策定する「(仮称)箕面市手話及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例」について、広く市民のみなさまの声を聴くため。
実 施 部 局 名	健康福祉部 障害福祉課
(問 い 合 わ せ 先)	障害福祉課(電話：072-727-9506 ファクス：072-727-3539 メール：syogaifukushi@maple.city.minoh.lg.jp)
パブリックコメントの対象となる資料	(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例(素案)
参 考 資 料	(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例(素案)について
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス http://www.city.minoh.osaka.jp/***.htm) (2) 健康福祉部障害福祉課(ライフプラザ総合窓口) (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階14番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 市立障害者自立支援センター、市立障害者福祉センターささゆり園、市立光明の郷 ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)は、各施設の開館日、開館時間中 ※点訳した資料はささゆり園で閲覧できます。
意 見 等 の 提 出 期 間	平成29年(2017年)9月1日(金)から9月30日(土)まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	原則として、次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子メールによる送付 ※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。) ※文字による意見提出が困難な場合は、9月13日(水)または22日(金)に、総合保健福祉センター窓口にお越しください。 手話等により意見を申し出ることができます。
意見等を提出できるかた	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7) 上記以外で意思疎通の支援を必要としている者、意思疎通の支援を行っている者または団体
意見等を提出する際の必要記載事項	(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間：平成29年(2017年)11月1日から11月30日まで ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
備 考	

【パブリックコメント参考資料】

(仮称) 箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例（素案）
の考え方について

I. 条例の目的

手話が言語であるという認識を広めると同時に、手話をはじめとした障害特性に応じた多様な意思疎通のための手段についての理解の促進及び、その利用に関する環境の整備を図り、障害者とともに生きる地域社会をめざすため、本条例を制定するものである。

II. (仮称) 箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例（素案）の概要

1 市の責務

- (1) 市は、手話及び意思疎通手段に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策を推進する。
- (2) 市は、障害者が手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することができる環境の整備を促進する施策を推進する。
- (3) 市は、市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策を推進する。
- (4) 市は、災害その他の非常の事態の場合において、障害者に対しその安全を確保するための必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるようにするための施策を推進する。

2 市民の役割

- (1) 市民は、手話及び意思疎通手段に対する理解を深めるよう努める。
- (2) 市民は、障害者が、手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解するよう努める。
- (3) 市民は、相互に手話及び意思疎通手段を利用することを尊重するよう努める。
- (4) 市民は、手話及び意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努める。

3 事業者等の役割

- (1) 事業者等は、手話及び意思疎通手段に対する理解を深めることに努める。
- (2) 事業者等は、障害者が、手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解するよう努める。
- (3) 事業者等は、障害者が手話及び意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うよう努める。
- (4) 事業者等は、手話及び意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努める。



4 手話の利用環境等の整備等

- (1) 手話を学ぶ機会の提供
- (2) 学校等による手話に対する理解の促進
- (3) 事業者等による手話に対する理解の促進
- (4) 手話による情報発信等
- (5) 手話による意思疎通支援
- (6) 手話通訳者の配置支援
- (7) 手話通訳者の確保と養成

5 意思疎通手段の利用環境の整備等

- (1) 意思疎通手段を学ぶ機会の提供
- (2) 学校等による意思疎通手段に対する理解の促進
- (3) 事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進
- (4) 意思疎通手段による情報発信等
- (5) 要約筆記による意思疎通支援
- (6) 要約筆記者の配置支援
- (7) 手話通訳者以外の意思疎通支援者の確保と養成

Ⅲ. スケジュール

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| ・平成 29 年 9 月 1 日（金曜日） | パブリックコメント開始 |
| ・平成 29 年 9 月 30 日（土曜日） | パブリックコメント終了 |
| ・平成 29 年 10 月 | 条例案の見直し、条例案の確定 |
| ・平成 29 年 11 月 | パブリックコメントの意見集約・結果の公表 |
| ・平成 29 年 12 月 | 平成 29 年第 4 回箕面市議会定例会に条例案を提案 |

（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進

進条例

（素案）

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 手話の利用環境の整備等（第九条―第十五条）

第三章 意思疎通手段の利用環境の整備等（第十六条―第二十二条）

第四章 雑則（第二十三条）

附則

手話は言語である

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な意思疎通のための手段である。

しかしながら、手話は、過去にろう学校において使用が禁止される等、ろう者にとって必要な言語として認められてこなかった長い歴史がある。そのため、ろう者にとっては、自らの言語で意思疎通を図ることができないなど、日常生活や社会生活を営む上で様々な困難を余儀なくされてきた。

我が国が批准した障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義された。これにより、手話は言語であることが、国内外で広く認められることとなった。

箕面市は、ろう者が日常生活や社会生活を営む上で大切な言語である手話に対する市民の理解を深め、ろう者があらゆる機会で手話を使用し、意思疎通を図ることができるとする社会の実現に努めるものとする。

障害者の意思疎通を促進する

手話以外の多様な意思疎通のための手段を利用する人にとって、手話と同様、当該手段は、欠かすことのできないものである。

しかし、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害その他心身の機能の障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段があることに對する周囲の理解は十分でなく、その選択の機会は十分に確保されておらず、多くの障害者は、不便や不安を感じながら生活している。

我が国では、障害者の権利に関する条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定された。

箕面市は、全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが当たり前の社会であるというノーマライゼーションのまちづくりを推進している。この理念に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が当たり前、自らが望む意思疎通のための手段の選択の機会が確保され、日常生活又は社会生活の中で情報を取得し、利用し、また、意思疎通を図ることができる社会を目指し、この条例を制定するものである。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、手話及び手話以外の障害の特性に応じた意思疎通のための手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにすることで、それぞれが障害者にとっての意思疎通に関する社会的障壁の除去に努め、障害者にとって障害の特性に応じた意思疎通のための手段を利用しやすい環境を構築し、もって全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。

四 意思疎通手段 言語（音声言語及び手話以外の非音声言語をいう。）、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

五 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

六 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第五項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

七 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

八 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員その他障害の特性に応じた意思疎通のための手段を用いて障害者の意思疎通を支援する者をいう。

九 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。

（基本理念）

第三条 手話及び意思疎通手段の選択と利用の機会の確保は、障害の有無にかかわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

2 手話及び意思疎通手段を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

一 手話及び意思疎通手段に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策

二 障害者が手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することができる環境の整備を促進する施策

三 市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策

四 災害その他非常の事態の場合において、障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるようにするための

施策

（市民の役割）

第五条 市民は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

一 手話及び意思疎通手段に対する理解を深めること。

二 障害者が、手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 相互に手話及び意思疎通手段を利用することを尊重すること。

四 手話及び意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

（事業者等の役割）

第六条 事業者等は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

一 手話及び意思疎通手段に対する理解を深めること。

二 障害者が、手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 障害者が手話及び意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。

四 手話及び意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

（意見の聴取）

第七条 市は、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

（財政上の措置）

第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 手話の利用環境の整備等

（手話を学ぶ機会の提供）

第九条 市は、市民及び事業者等が、手話に対する理解を深め、手話を習得できる環境を整備するため、関係機関と協力し、市民及び事業者等に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

（学校等による手話に対する理解の促進）

第十条 市は、学校等が手話に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（事業者等による手話に対する理解の促進）

第十一条 市は、事業者等が手話に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援

を行うものとする。

（手話による情報発信等）

第十二条 市は、市が主催する不特定多数の参加者を対象とする行事等において、手話による情報発信が必要であると市長が判断した場合は、手話通訳者を配置するものとする。

2 市は、ろう者が市の機関又は窓口において手続、相談等を行うときは、手話を利用することができるよう、手話通訳者による支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（手話による意思疎通支援）

第十三条 市は、ろう者が医療機関を受診するとき等、ろう者の日常生活及び社会生活において手話による意思疎通の支援が必要であると市長が判断した場合は、手話通訳者の派遣を行うものとする。

（手話通訳者の配置支援）

第十四条 市は、障害者団体等が主催する行事等において、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、手話通訳者の配置を支援するものとする。

（手話通訳者の確保と養成）

第十五条 市は、関係機関と協力し、手話通訳者の確保と養成に努めるものとする。

第三章 意思疎通手段の利用環境の整備等

（意思疎通手段を学ぶ機会の提供）

第十六条 市は、意思疎通手段に対する理解を深め、その利用しやすい環境を整備するため、関係機関と協力し、市民及び事業者等に意思疎通手段を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

（学校等による意思疎通手段に対する理解の促進）

第十七条 市は、学校等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進）

第十八条 市は、事業者等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（意思疎通手段による情報発信等）

第十九条 市は、市が主催する不特定多数の参加者を対象とする行事等において、要約筆記による情報発信が必要であると市長が判断した場合は、要約筆記者を配置するものとする。

2 市は、市が作成する広報紙等について、点字又は音声媒体による情報提供を行うものとする。

3 市は、市が作成する個人を対象とする通知文書等について、点字による情報提供を行うよう努めるものとする。

4 市は、障害者が市の機関又は窓口において手続、相談等を行うときは、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（要約筆記による意思疎通支援）

第二十条 市は、障害者が医療機関を受診するとき等、障害者の日常生活及び社会生活において要約筆記による意思疎通の支援が必要であると市長が判断した場合は、要約筆記者の派遣を行うものとする。

（要約筆記者の配置支援）

第二十一条 市は、障害者団体等が主催する行事等において、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、

要約筆記者の配置を支援するものとする。

（手話通訳者以外の意思疎通支援者の確保と養成）

第二十二条 市は、関係機関と協力し、意思疎通支援者（手話通訳者を除く。）の確保と養成に努めるものとする。

第四章 雑則

（委任）

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。